

市民活力推進局関係

午後2時06分再開

(加納委員) それでは、よろしくお申し上げます。

まず初めに、新規事業の住基法、そして入管法改正対応事業についてお伺いをいたします。

昨年、住民基本台帳法の一部が改正をされました。この改正は、外国人の居住関係を明確にすることによって、不法滞在者の取り締まりを強化する一方、適法に滞在する外国人の利便性の向上とあわせて、国や自治体の事務の合理化を図ることを目的とするものでございます。

そこで、まず初めに、今回の法改正の具体的な内容についてまずお伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) それでは、お答えを申し上げます。

外国人登録法が廃止をされまして、外国人の方が住民基本台帳法の適用の対象となります。これによりまして、日本人と同様に、外国人の方も住民票に記載をされるようになります。また、これとは別でございますけれども、住民基本台帳カードについては、他の市町村へ住所を移転した場合、新たにつくり直す必要があったものが、法施行後にカードを取得した方は、そのカードを引き続き他の市町村で利用することができるというふうになります。

(加納委員) そして次に、法改正の対象となる外国人の範囲と横浜市における対象数を伺っておきます。

(山田市民活力推進局長) 法改正の対象となる外国人の方でございますが、適法に3カ月を超えて日本に滞在する外国人の方であって、住所を有する方については住民票が作成されます。観光目的、あるいは出張などの短期滞在は対象とはなってございません。横浜市内の対象者の数でございますけれども、約8万人の方がいらっしゃいます。

(加納委員) そこで、中長期滞在者などの外国人を住民票に記載するため、今後はさまざまな準備作業が必要となるということで、今回予算になっておりますけれども、そこで、横浜市の今後のスケジュールと横浜市の対応の課題についてお伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) まずスケジュールでございますけれども、平成22年度は、横浜市の各種システムへの影響度を調査いたしまして、システム改修の設計を行います。23年度でございますが、引き続きシステム改修を行いながら、外国人の皆様への広報を充実するという予定であります。また、対象となる外国人の方へ仮住民票をお送りしまして、内容の確認をしていただきたいと思います。24年度には外国人の方が住民票に記載をされまして、翌25年度からは、外国人の方の住民票について、住民基本台帳ネットワークに接続をされるようになります。

今回の法改正の対応についてでございますけれども、対象となる外国人の方は約8万人と多数いらっしゃるから、住民票へのデータ移行を円滑に進めることが大きな課題となっております。また、外国人の方への広報を徹底することも重要でございます。あわせて区役所の窓口事務の再配置を行う必要もございます。

(加納委員) 8万人という大変大勢の方がいわゆる仮住民票等も含めて移すといった部分では、この手続に大変大きな課題が出てくるかなと思いますし、また、この方たちはさまざまな国の出身でありますから、周知も大変だと思うのです。そういった部分では、しっかりと課題解決とそして周知への徹底をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、証明発行サービス将来構想調査事業についてお伺いをいたします。

住民票や印鑑登録証明書などの発行サービスは、各区役所の窓口に加え、行政サービスコーナーの設置などでサービスの向上に努めていますが、平成20年1月より青葉区では、地域の実情やニーズを踏まえ、市内初の試みとして青葉台と横浜奈良の区内2カ所の郵便局で証明書の交付サービスが実施されております。私も行ってまいりました。2カ所見てまいりました。それで、本日は区長会を代表して、青葉区長が出席されておりますので、青葉区長から御

答弁いただきたいと思えます。

まず、郵便局での証明発行サービスの利用状況について、青葉区長にお伺いいたします。

(細谷青葉区長) 郵便局での証明発行サービスの平成20年度の利用実績は、横浜奈良郵便局で1,696件、青葉台郵便局で3,484件で、合計5,180件でございました。

横浜奈良郵便局は、電車、バスを利用して区役所まで1時間以上かかる地域にありまして、証明発行サービスは奈良地区の中でも郵便局の所在地である奈良町にお住まいの方の利用が91%を占めております。青葉台郵便局は、青葉台駅前にございまして、このサービスについても広範な地域からの利用はあるものの、郵便局から1キロ以内の方の利用が多い状況となっております。2つの郵便局とも地域の身近な証明発行窓口として利用されております。

なお、21年度については、最終的な集計はまだでございますけれども、ほぼ同様の傾向となる見込みでございます。

(加納委員) 今おっしゃったような状況、私も行って見てよくわかりました。

そこで、今回このサービスは22年度もいわゆる継続するというようなお話ですけれども、今後、事業を継続するに当たりましてどのような課題があるのか、青葉区長にお伺いいたします。

(細谷青葉区長) 21年度の区民意識調査では、このサービスを利用したことがある、または利用したいという回答が、奈良地区で77%、青葉台地区では90%となっております。郵便局での証明発行は高い地域ニーズがあるものと考えております。一方、同じ区民意識調査で、このサービスの認知度は、奈良地区、青葉台地区とも50%台と低いことから、より一層の広報活動が必要であると考えております。また、現在取り扱っている証明は、請求者本人の記載のあるものに限定されておりますけれども、請求者本人と同一世帯、同一戸籍の方の証明も取り扱うように拡大するなど、利便性の向上を図る必要があると考えております。これらの課題を踏まえて検証を進めてまいりたいと考えております。

(加納委員) 今2つのところの課題についてお話しされましたけれども、特に周知の問題、それから種類の問題だとか、手続の問題、私も行ってきまして、両方のところで不審者扱いされまして、何しに来たのですかと言われて、さまざまお話ししてきましたけれども、今のような課題、そうだなと思えます。でも、この郵便局の活用は、郵便局への手数料等が発生しますが、賃料や人件費などの固定経費が抑えられる面があり、今後、いわゆる今お話があった広報や取扱証明の拡大なども工夫していくことで、その効果は私も期待されるのかなと思っておりますので、引き続き、しっかりとした形の検証をお願いいたします。

それからもう一方、先日、東京渋谷区など、3つの自治体においてコンビニエンスストアでの証明書交付サービスが開始され、マスコミにも大きく取り上げられました。コンビニ内の端末機で住民基本台帳カードを使って、住民票と印鑑証明を自動発行するもので、今後取扱店舗も全国に拡大していくとのこと、利便性の向上という点からも有効なサービスと考えられます。

ここも行ってまいりました。渋谷で見てきまして、店長がだめなので、オーナーをお願いして、タッチパネル方式で私もやってまいりました。カラフルなデコレーションで、非常に若い人向けにはいいかなとは思いますが、そこで、このコンビニ交付の導入についてどのように考えているのか、また導入に向けてどのような課題があるのか、お伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) 今御質問いただきましたコンビニエンスストアでございますけれども、これは住民の方に非常に身近な場所に店舗がございまして、休日あるいは夜間も利用可能であると、利便性向上が非常に期待できますけれども、一方課題もございまして、

導入に向けましては、住基カードの普及、あるいは夜間、休日に対応する証明発行専用システムの構築と住民記録システムの改修、あるいは約220万件にも上る印鑑登録データの移行作業などが必要になる等々の課題があると認識をいたしております。

(加納委員) 行ってきまして、やはり店員さんも、利用者にとっては非常にありがたいというお話もありまして、ただ、私が行ったときには、そこに30分ほどいましたけれども、住基カードを使っている状況はなか

なかうまくお会いできなかったのですが、ただ、作業についてやらせていただいたり、さまざま説明を聞きました。でも、課題もありますけれども、今後、サービスの向上が期待できると思いますので、しっかりと積極的な検討をしていただきたいと思います。

そして、新規事業の証明発行サービス将来構想調査事業が今計画されておりますけれども、そこで、この証明発行サービスの課題についてどのように認識しているのか、お伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) 証明発行サービスの課題でございますけれども、高齢化あるいはIT化の進展などに伴いまして、市民の皆様の証明発行サービスに関するニーズもかなり多様化しているのではないかと考えております。またその一方で、住基ネットの稼働によりまして、証明発行件数自体は減少傾向にありますので、利用者ニーズに合わせた利便性の高いサービスを効率的に提供していく必要があると考えております。

(加納委員) 次に、この証明発行サービスの将来構想調査の内容、そしてスケジュールについてお伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) まずアンケートなどを通して、証明発行サービスの利用状況、あるいは市民のニーズを把握する、それとあわせてコンビニ、あるいは郵便局など民間のITを活用した新たなサービス手法について、先行都市などの事例を調査していきたい。こうした基礎的な調査結果を分析いたしまして、有識者の御意見なども伺いながら、証明発行サービス全体をどうしていくかについて将来構想案としてまとめていきたいと考えております。

(加納委員) 利用者の現状やニーズについてしっかりと調査していただきまして、検討していただきたい。

そして次に、証明発行サービスの将来構想の検討する検討の視点についてお伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) まず検討に当たりましては、まずは利便性の向上と、あるいは効率化の両面から検討していく必要があると考えております。コンビニあるいは郵便局といった新たなサービスと行政サービスコーナーなどの現行サービスを比較検討しながら、全体をどう見直していくのか、そういったことが市民の満足度を高めまして、同時にコスト面でも効率的、そうでないかというような視点から検討してまいりたいと考えております。

(加納委員) 実は、瀬谷区においても、行政サービスコーナーができないものですから、瀬谷駅に併設して区民窓口サービスを設置してしばらくやっていたのです。または、必要対効果の問題やら、賃貸料だとか、人件費の問題があって非常に厳しい状況で、ただ、ニーズとしてはやはり交通の不便であるとか、なかなか役所まで行くのは大変だというようなこともあったりして、やはり地域住民の皆さん方は、この窓口サービスを残していただきたいということが実はありまして、この4月からは、その瀬谷駅からちょっと離れたところに民間のビルを借りて始めるのですが、こういった調査をしていただきまして、先ほどあったように、郵便局やコンビニや行政サービスコーナー等、区役所の窓口も随分広がりましてけれども、そういったことを含めてしっかりと検討していただきまして、利便性やコストといったことを含めて、地域住民のためにどうなるかということをしかりとやっていただきたいと思います。

次に、女性の能力活用とワークライフバランスの推進についてお伺いいたします。

昨年実施していただきました男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、横浜市の女性の労働力率は、結婚、子育てのために離職する割合が全国平均に比べて多い。その後、再就職する人が少ないという特徴があります。

そこで、女性が経済的に自立して生き生きと活躍できる場をふやしていくために何が必要なのか、人権・男女共同参画担当理事にお伺いいたします。

(安部人権・男女共同参画担当理事) だれもが働き方をみずから選択して就労を継続し、能力を十分に発揮するために、ワークライフバランスを推進していくことが重要だと考えております。そこで、女性は家庭、男性は仕事といった固定的な性別役割分担意識の解消を進めるとともに、柔軟な働き方の実現や労働時間の改善、子育て支援の充実など、雇用環境の整備促進が不可欠と考えております。

(加納委員) ワークライフバランスとは、そういうことだと思うのですね。確かに不可欠だと私も認識しております。

そうすると、横浜市役所においても、いわゆる社会経済の変化や市民ニーズに迅速かつ的確に対応するために優秀な職員を確保していただき、多様な人材の育成や登用を進め、新たな視点や発想を生かしていくことがやはり喫緊の課題だと私は思っています。

そういったところから、昨年横浜市では、いわゆる平成 20 年 11 月に、一昨年ですね。女性ポテンシャル発揮プログラムを策定していますけれども、そこで、このプログラム策定の背景とその意義について、人権・男女共同参画担当理事にお伺いいたします。

(安部人権・男女共同参画担当理事) 本市における係長級以上の女性責任職の割合は約 15%と低く、女性がその意欲や能力を十分に発揮しにくい状況がございます。こうした背景には、責任職の意識や仕事と家庭生活の両立への不安、キャリア形成の難しさといった要因が考えられます。このため、このプログラムでは、人材育成ビジョンの理念のもとに、女性の人材育成と登用を加速的に進めるための指針として位置づけたものでございます。

(加納委員) 今のお話のように、特に係長以上が非常に低い。それから、課長以上についてもやはり同じような流れがあると思います。そういった意味で、このプログラムでは、10 年後の平成 32 年に責任職に占める係長級以上の女性の割合を 30%にしようということと、課長級以上については 20%だといって目標数値を決めて進んでいるのです。それは、確かに女性が意欲と能力を十分に発揮できないというところから、何とかそこまで引き上げていこうということですが、なかなかこれも容易ではないのではないかなと今のお話を聞いてよくわかりましたけれども、しかし、本プログラムは策定後もう 1 年を経過いたしましたので、そこで、現在の進捗状況はどうか、そしてまた、その結果を受けどのように取り組んでいくのか、人権・男女共同参画担当理事にお伺いいたします。

(安部人権・男女共同参画担当理事) 21 年 4 月現在の責任職に占める女性の割合ですけれども、係長級以上は昨年より 0.6 ポイント増の 15.1%、課長級以上は 0.4 ポイント増の 8.7%となりました。今後も責任職の意識改革を進めるとともに、プログラムに対する職員の理解をさらに深め、男女がともに能力を発揮できるワークライフバランスを推進し、また女性のチャレンジ、キャリア形成を支援するなど、幅広い取り組みを進めてまいります。

(加納委員) 1 年経過して 0.4、0.6、ある意味では上がってきたということで、非常に皆さん方の御努力については評価をするところですが、いわゆる本市の重要な策定決定の場に女性がやはり多く参画して、女性の視点で、そしてまた女性の視点を踏まえた施策をどう反映させるということは、本市のワークライフバランスを実践し、性別にかかわらず、生き生きと働くことのできる職場環境をつくっていく、またそれを目指し、積極的に取り組んでいくというのは非常に大事だと思っております。また、このプログラムの実効性を高め、着実に推進していくためには、やはり具体的に目標を決めて進めていかなければならないと思っています。

そこで、部長級、そしてまた局長級に占める女性の割合も目標数値として設定すべきと考えますが、大場副市長の御見解をお伺いいたします。

(大場副市長) 今のお話しいただいた局長級あるいは部長級にどんどん女性の数をふやしていく、この視点は大切なことと考えております。今のこのプログラムについては、さまざまな意思決定の場面で多様な視点を導入して新たな発想を取り入れていこうという上で、女性の参画は大変重要だということで、今責任職に占める課長級以上の女性の割合を目標値として設定しております。人材のすそ野を広げていくという視点から、大変大事なことでありますので、当面まず課長級の目標を着実に達成して、継続してプログラムの積極的な推進に取り組んでいきたいと考えております。

いずれにしても、まず女性の皆さんにもどんどん昇任にチャレンジをしてもらう、そういう職場風土をぜひつくっていきたくて考えております。

(加納委員) 実は直近のデータをいただきました。そうしましたら、特に課長級については、受験率、受験数は横ばいなのです。横ばいなのですけれども、合格率は男性よりも女性のほうがはるかに、いわゆる増加傾向にあるのです。そして、係長級、課長級は、先ほど担当理事がおっしゃったようにふえている。しかし、部長級はふえたり、下がったり、ふえたり、下がったり、むしろ下がる方向で横に推移している。こういったようなことからし

ますと、副市長、やはりしっかりとした、すそ野を広げることは確かにわかります。一方で、やはり目標を設置して、含めて進めていかないと、モチベーションの問題も大変厳しいかなと思うのです。

だれとは言いませんけれども、今いわゆる部長級、課長級は300の分母があるというのです。現在、課長級は94名の女性がそこにいらっしゃる。この人たちが、6年たてばとか、ある年数がたつと部長になるという条件がある。そうすると、余りにも少ないので、この人たちの目標を決めてしまうと、名前も顔もわかってしまうからだめだとか、それから女性と男性とは違うのだというような認識で、そうした目標設定について悲観的な意見があるのです。私は、すそ野を広げていく。そしてやはり男女平等に、なるべく女性の力を役所の中に入れていくということから、すそ野を広げるということと、目標を決めてモチベーションを上げていただいて進めていく。さっきのいわゆる合格率が高いというのは、受験生の中で、自分は政策決定の場にいたい、いて横浜を変えたいといったいわゆる流れでもあるのです。だから、そういった部分では、やはり部長級等についても目標設定を決めて進めていくべきではないかと、私は女性の視点から見るとそう思うのですけれども、副市長、もう一度お考えをお聞かせください。

(大場副市長) 御趣旨は十分承って、まず設定をした課長級以上という数値を達成していく、これをまず着実に進めた上で、今の御趣旨も十分勘案していきたいと思えます。

(加納委員) そこで、一方で市外のいわゆる企業においても、雇用や就業を取り巻く環境が大きく変化する中で、男女がともに働きやすい環境づくりを進めるために、実はなるべく企業やそういったところについても女性の方に多く登用してもらおう、多く働いてもらおう、多く活用してもらおうということで進めていくということが非常に大事だと私は思っているのです。

そこで、企業における男女がともに働きやすい職場づくりの推進に向けた取り組みの概要と実績、効果について、人権・男女共同参画担当理事にお伺いいたします。

(安部人権・男女共同参画担当理事) 本市では、平成19年度から女性の能力活用や男女がともに働きやすい職場づくりなどを進めます市内の中小企業事業所を対象といたしましたよこはまグッドバランス賞を行っておりまして、認定、表彰しております。この3年間で49事業所を認定表彰いたしました。

また、認定の効果についてですが、先進的な取り組み事例を広く紹介して普及啓発を図っておりまして、これらを参考に、市内の各事業所内においてもワークライフバランスの取り組みや活動の活性化につながっていくものと考えております。

(加納委員) そのよこはまグッドバランス賞に認定されることで企業にとってどのようなメリットがあるのか、人権・男女共同参画担当理事に伺います。

(安部人権・男女共同参画担当理事) 認定されました企業は、本市の中小企業融資制度の低利による融資の対象となります。また、市の広報媒体ですとか、企業向けセミナー等のイベントを通じまして、先進的な取り組みを行う企業として広くPRを行っております。

(加納委員) 実は先日内閣府においてワークライフバランスの実現のため、女性の雇用促進や労働時間短縮などを進める企業を入札で優遇する方針を決めたという報道がありました。私も見ました。政令市においても、名古屋市や京都市を初め、既に幾つかの自治体で入札、契約における優遇措置、そして例えば指名競争入札における優先指名や工事契約の格付における加点評価を行っているという聞いております。私も確認をしました。

そこで、企業をさらに支援していくために、どのような取り組みが必要と考えられるのか、これは大場副市長にお伺いいたします。

(大場副市長) 企業を取り巻く環境、それから個人のライフスタイル、これが大きく変化をしております。ワークライフバランスの実現というのは重要な課題であります。これに熱心に取り組んでいる企業に対して内閣府の仕事を受注する際に優遇措置をとるといった話も拝見をいたしました。調達の手続の中での優遇について幾つかの自治体も確かに取り組んでおります。これも一つの考え方であり、我々もまた検討はしていかなければいけません、透明性なり、競争性、公平性という観点からの課題もあるとは認識をしております、ワークライフバランスの実現のほか、人権であるとか、環境であるとか、地域貢献、多くの分野で企業は社会的な責任を果たしていただい

おりますので、これらの環境整備は行政にとって重要な課題であると認識をしております。さまざまな角度から企業に対する支援について取り組んでいくことが大切であると感じております。

(加納委員) 女性の能力活用とワークライフバランスの実現に向けて、今副市長が御答弁いただいたこともすべて視野に入れながら、どうか市内中小企業支援の充実を図るように要望をしておきます。

次に、広報よこはまについて伺いいたします。

林市政が目指すだれもが生き生きとした生活を送れるようにするには、現場目線でのぬくもりのある行政サービスが不可欠です。広報に関していえば、市民に行政からの情報を適時的確に提供すべきと考えます。インターネットが普及しているとはいえ、高齢化が進む現在の状況では、まず紙により行うことが基本と考えますが、そこで、広報よこはまをどのようなものと位置づけているのか、また現在の配布方法について伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) 広報よこはまの位置づけ、あるいは配布の方法でございますが、本市の施策あるいは事業、市民生活に身近な情報を市民の皆様にお届けする基幹的な媒体と位置づけております。

配布方法でございますけれども、自治会町内会による配布を基本といたしておりますが、自治会町内会に未加入のマンションなどによる配布、あるいは高齢化などにより、配布が困難になった団体等に対する業者による配布も併用をいたしております。

(加納委員) 自治会町内会の皆様方に御協力をいただいて今行われているのですけれども、今の自治会町内会の加入率は平成19年度は79.4%、20年度は78.4%、21年度は77.6%と実は下がり傾向なのです。このような事情もあり、自治会町内会の皆さん方にお手伝いいただいているのですけれども、未加入の世帯になかなか届いていないという声も聞いております。

そこで、過去3年間の広報よこはまの配布世帯数と配布率、また未配布世帯数と未配布率はどのくらいなのか、伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) それぞれの3月実績で申し上げたいと思います。まず平成19年でございますけれども、配布世帯数は135万3,751世帯、配布率でございますが、89.7%、未配布世帯数は15万5,280世帯、未配布率でございますが、10.3%、平成20年でございますが、配布世帯数は137万99世帯、同じく配布率でございますが、89.3%、未配布世帯数は16万5,092世帯、10.7%の未配布率でございます。平成21年でございますが、配布世帯数は138万3,889世帯、88.7%の配布率、未配布世帯数は17万5,648世帯、11.3%の未配布率となっております。

(加納委員) 年々配布率が減ってきている。それで、21年度はたしか17万5,000と言っていましたよね。いわゆる約17万5,000世帯、18万世帯、各区の世帯数を見て、例えば一番大きな港北区では世帯数が15万世帯ですよ。次に鶴見が12万世帯、そして青葉区が12万世帯、そのぐらいの数が未配布なのです。もっと言うと、瀬谷区と西区と栄区とそして泉区なんかを全部やってしまうと、ほぼそれに近い数になるといったような状況が実はあるわけです。したがって、この未配布世帯にはどのように対応しているのか、伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) 自治会町内会に未加入の世帯の方にもこの広報よこはまを見ていただけるように、区役所等の施設、あるいは駅等に設置のPRボックス、合計777カ所に配布しているほか、御希望いただいた方にはEメールによる配信も行っております。また、これに加えまして、広報よこはまのすべてのページの情報を市のホームページにも掲載をしているところでございます。

(加納委員) 確認です。自治会町内会で1部何円で配っていただいているのか、シルバー人材センター等で何軒配っているのか、お示してください。

(山田市民活力推進局長) 自治会町内会の方に御協力いただいて配っているのが1部9円でございます。同じくシルバー人材センター等の業者による配布が1部9円で、同じく9円で配布をさせていただいております。

(加納委員) 同じ1部9円で配っていただいているのだけれども、自治会町内会ルートだと17万何がしが未配布です。シルバー人材センターで同じ9円で配っていただくと、すべてに配布という今システムになっているのです。そうすると、ずっとこれから加入率が低くなりますから、17万世帯が18万世帯になって、19万世帯になるの

です。したがって、市民に差別がなく、行政が発信するものがすべて届くというのが本来の筋なのです。しかし、それが届いていないということだと、お金の状況があるということを考えてときに、今後どうしていくかということについて、もう一度局長、お聞かせください。

(山田市民活力推進局長) 今、御指摘いただきましたように、およそ17万5,000世帯の広報よこはまが未配布であるという世帯数になっております。この広報よこはまの配布は、さまざまな経過がございますけれども、地域における協働の重要なパートナーとして自治会町内会の皆様の御協力によることを基本といたしております。したがって、広報よこはまの配布率は自治会町内会への市民の皆様の加入状況と大きくかかわってまいります。本市にとっては、広報よこはまの配布率向上と同時に、自治会町内会への市民の方の加入促進も重要な課題であるととらえておりますので、両方のこの重要な課題を解決すべく、引き続き、さまざまな努力を重ねながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

(加納委員) 市民税を払っています。しかし、自治会町内会は自由というか、任意加入です。私の友人に何人が聞きました。港北に5年間いたけれども、一度も広報よこはまは来ていませんということから考えたときに、大場副市長、広報よこはまの意義を考えたら、本当にこんなことでいいのかという問題ですね。だから、いわゆる林市長がおっしゃっているぬくもりとか、温かい行政サービスという観点から、こういった現状でいいのかどうか。それがずっと続いているわけです。その現状を含めて、副市長から御見解をいただきたいと思えます。

(大場副市長) 先ほども局長からお答えしたとおり、広報よこはまはまさに重要な市の広報の基幹媒体でありますので、ぜひ漏れなくすべての市民の皆さんにお届けできるように、自治会の加入促進もあわせて、自治会の皆さんとも知恵を絞りながら、また補完措置もきちんと講じていきたいと考えております。

(加納委員) 次に、区庁舎整備及び区民活動センターについて伺いをいたします。

区総合庁舎は、区民に最も身近な行政機関であり、多くの区民が訪れる施設です。今回の予算に区庁舎として本市初のPFI事業である瀬谷区総合庁舎の整備事業があります。ところで、実は4月1日に神奈川県を受動喫煙防止条例が施行されるなど、受動喫煙防止に対する社会の要請が一層強まっている中で、瀬谷区総合庁舎の受動喫煙防止対策についても区民の関心が高まっております。

そこで、瀬谷区新庁舎の受動喫煙防止対策をお伺いいたしますが、現在の瀬谷区総合庁舎及び新庁舎の受動喫煙防止対策の状況について伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) 現在の瀬谷区の庁舎でございますけれども、これまで設置をされていた施設内の2カ所の喫煙室は、国の基準を満たしていないということから廃止をいたしました。平成21年1月から施設内禁煙といたしております。また、敷地内に設置をいたしました灰皿も同時に撤去をしたと区から聞いております。新庁舎につきましては、既存の施設と同じく、施設内は禁煙とするという計画としております。また、敷地内の受動喫煙防止対策については、現在、瀬谷区のほうと調整をいたしているところでございます。

(加納委員) それでは、18区の区庁舎の受動喫煙防止対策についてどうなっているのか、伺います。

(山田市民活力推進局長) 18区の庁舎の受動喫煙防止対策の状況でございますが、施設内、敷地内ともに禁煙が1区、施設の中だけ禁煙とするのが14区でございます。基準に沿った喫煙室を設置しまして、基準分煙としている区が2区ございます。喫煙室を設置しておりますけれども、基準に適合する換気設備等を設けていないため、基準を満たしていない区が1区という状況でございます。基準を満たしていない区についても、県の条例が施行される4月1日までに改善をすると聞いております。

(加納委員) ここでもう一方区長さんが見えていますので、いわゆる南区における受動喫煙防止対策及び区庁舎の受動喫煙防止対策について、長年命を預かっている医療機関にお勤めになっていた森田南区長がいらっしゃっていますので、南区における受動喫煙防止対策について伺いいたします。

(森田南区長) 南区の総合庁舎につきましては、平成18年6月から施設内の禁煙としているところでございます。また、お客様用の喫煙のスペースとして、屋外の2階テラスに喫煙スペースとして設置している状況でございます。

(加納委員) そこで、区庁舎における今後の受動喫煙防止対策の取り組みについてどうするのか、お伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) 受動喫煙の防止対策として喫煙所を設置する場合はスペースの問題、あるいは来庁者の動線ですとか、喫煙所の位置の関係、喫煙場所を設ける場合の周辺への配慮などさまざまな課題がございますけれども、適切な喫煙防止対策の実施について当局としましても、各区及び関係局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

(加納委員) 私、南区も行ってきました。青葉区も行ってきました。南区のさっき言った2階のピロティ、あそこは、上がって行って、公会堂と区役所と共有部分です。あそこに灰皿が3つ置いてあって、いすがずっと置いてあって、吸っている人と吸いたくない人と合体してしまっている。それから、職員の方は1階の駐車場の公用車のわきで一生懸命吸っている。したがって、何を言いたいかというと、施設内、いわゆる屋内はだめ、屋外はいいのけれども、屋外のスペースをもうちょっと考えないとなかなか難しいかなと思うのです。それをちょっと考えていただきたいと思います。

続いて、瀬谷区民活動センター移転整備についてお伺いいたします。

瀬谷区民活動センターは、平成17年4月から民間施設を借り上げて事業を実施しておりますが、今回アレルギーセンターの跡地施設の南棟に移転することになりました。そこで、事業の概要についてお伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) 事業の概要でございますが、横浜市アレルギーセンター跡施設である南棟を活用しまして、瀬谷区民活動センターを初め、保育所、地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、福祉保健活動拠点、地域子育て支援拠点などをせやまる・ふれあい館として整備をするものでございます。現在工事を進めておりまして、22年度末の竣工、23年度早期にオープンする予定でございます。

(加納委員) そこで、複合施設にしたねらいについてお伺いいたします。

(山田市民活力推進局長) ただいま申し上げましたように、たくさんの施設が入っておりますので、その利用対象者、あるいはその目的が異なる施設を複数設置することによりまして、さまざまな市民の方が集い、単一施設とは異なる利用者同士の交流が行われまして、活動範囲あるいは視野の拡大を期待しております。また、周辺には多くの学校があることから、学校と連携した地域との交流も期待をいたしているところでございます。

(加納委員) これは複合体ですから、しっかりやっていただきたいのですが、瀬谷区というのは、通所系の障害福祉サービスの事業所が市内で一番少ないのです。そういった意味では、今回の整備に当たって北棟の解体もあります。したがって、この北棟の解体に伴って、今後、この跡地利用をどうするかというのが、私ども瀬谷区にとっては大きな課題なのです。

そこで、できましたら福祉施設、そしてまた、あそこ一帯にそういった施設ができることを何とかお願いしたいということを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。